

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

## 2023 年澤井道場 直前MAX完全予想 これだけ 800 本 問題冊子／解説冊子

(2023 年澤井道場 直前MAX完全予想 これだけ 800 本 使用教材)

(2023/08/23 現在)

「2023 年澤井道場 直前MAX完全予想 これだけ 800 本」で使用する教材（問題冊子及び解説冊子）におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは表紙のバーコード下に記載してあります。

- 
- ・ 2023/07/10 更新分… p. 1～2
  - ・ 2023/07/19 更新分… p. 3～5
  - ・ 2023/07/26 更新分… p. 6
  - ・ 2023/08/23 更新分… p. 7-8
-

## 【2023/07/10 更新分】

## 【労基】解説(RL23203)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P89 【問 100】 解答	【問 100】 ○ (施行規則)	【問 100】 × (施行規則)

## 【健保】問題(RL23208)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P17 【問 071】 1 行目	高額介護合算療養の計算は、計算期間である <u>前年の7月1日から8月31日までの1年間の末日</u> において健康保険の被保険者及びその被扶養者について、…	高額介護合算療養の計算は、計算期間である <u>前年の8月1日から7月31日までの1年間の末日</u> において健康保険の被保険者及びその被扶養者について、…

## 【健保】解説(RL23209)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P68 〔問 071〕 1 行目	高額介護合算療養の計算は、計算期間である <u>前年の7月1日から8月31日</u> までの1年間の末日において健康保険の被保険者及びその被扶養者について、…	高額介護合算療養の計算は、計算期間である <u>前年の8月1日から7月31日</u> までの1年間の末日において健康保険の被保険者及びその被扶養者について、…

## 【2023/07/19 更新分】

## 【雇用】解説(RL23207)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P25 【問 024】 下から 1 行目	・健康保険の <u>傷病補償年金</u> … <u>継続</u> 3 日	・健康保険の <u>傷病手当金</u> … <u>継続</u> 3 日
	訂正箇所	訂正後	
訂正 (追補)	P25 【問 045】 ＜給付制限のまとめ＞ の表の「 <u>離職理由による給付制限</u> 」の段	下記に差し替え（※下線部が訂正（追補）部分）	

離職理由による 給付制限	被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、 <u>待期期間満了後 1 箇月以上 3 箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間（具体的には 2 箇月、過去 5 年で 3 回目の自己都合は 3 箇月）は、基本手当を支給しない（<u>重責解雇の場合は 3 箇月制限</u>）。</u>
-----------------	--

【健保】解説 (RL23209)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P17 <b>【問 016】</b> ≪適用除外≫ 表の⑦	下記に差し替え (※ <u>ロ</u> ) <u>1年以上使用見込み無し</u> を削除し、以後のイロハを振り直す)

⑦週所定4分の3未満又は月所定4分の3未満の短時間労働者に該当し、かつ、以下のいずれかに該当する者は、特定適用事業所に使用されていたとしても、日雇を除いて被保険者とならない。イ) 週20時間未満、ロ) 月88,000円(通勤・家族除)未満、ハ) 学生等

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P33 <b>【問 035】</b> <事業主等届出の期間> 表の1段目	下記に差し替え (※下線部が訂正部分)

資格取得・喪失届、賞与支払届、少年院等収容、事業主氏名・住所変更被保険者区別変更届(通常の被保険者⇔4分の3未満短時間被保険者)新規適用届、全喪届、特定適用事業所該当届( <u>100人を超えた場合</u> )	5日以内
---	------

## 【国年】問題 (RL23210)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P4 〔問 009〕 1 行目	<u>第 3 号被保険者となり得る</u> 「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、…	<u>「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、…</u>

## 【国年】解説 (RL23211)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P10 〔問 009〕 1 行目	<u>第 3 号被保険者となり得る</u> 「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、…	<u>「被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、…</u>
訂正	P11 〔問 010〕 最下段の「 <input type="checkbox"/> 」	<input checked="" type="checkbox"/> <u>最近では中国・フィンランド</u> との協定が発効されている。	<input checked="" type="checkbox"/> <u>最近では中国・フィンランド・スウェーデン</u> との協定が発効されている。
訂正	P63 〔問 073〕 下から 3 行目 (「 <input type="checkbox"/> 」の 4 行目)	…、ただし、生計を同じくしている父又は母があるときに該当するなら <u>失</u> 権する。	…、ただし、生計を同じくしている父又は母があるときに該当するなら <u>支</u> 給停止となる。

**【2023/07/26 更新分】**

**【一般常識】 解説 (RL23217)**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P117 <b>【問 048】</b> <企業型と個人型との調整> 表	下記に差し替え（※二重下線部が訂正部分）

< 企業型と個人型との調整 >

企業型年金加入者	<u>マッチングしている</u>	個人型に加入することはできない
	<u>マッチングしていない</u>	個人型に加入することができる ただし、 <u>企業型も個人型も各月ごとの掛金を拠出する方法に限られる</u>

**【2023/08/23 更新分】**

**【安徽】解説 (RL23215)**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P103 【問016】 ＜追徴金の徴収期限＞ 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

＜追徴金の徴収期限＞

所轄都道府県労働局歳入徴収官は	
確定保険料： <u>通知を發する日から起算して30日を経過した日</u>	印紙保険料： <u>通知を發する日から起算して30日を経過した日</u>
…を納期限と定め、納入告知書によって行う。	

※補足：認定決定された印紙保険料の納期限は「調査決定をした日から20日以内の休日でない日」となりますが、認定決定された印紙保険料に伴う追徴金の納期限は、確定保険料の認定決定に伴う追徴金の納期限と同じ「**通知を發する日から起算して30日を経過した日**」となります。



## 【健保】解説(RL23209)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P7 【問 005】 下から 2 行目の 「☛」	☛協会の <u>積立金</u> の運用の 範囲…①国債、地方債、 政府保証債、大臣指定有 価証券、②銀行等金融機 関への預金、③金銭信 託、とされている。	☛協会の <u>余裕金</u> の運用の 範囲…①国債、地方債、 政府保証債、大臣指定有 価証券、②銀行等金融機 関への預金、③金銭信 託、とされている。

以上